

青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

1 制定の理由

『宅地造成等規制法』の『改正及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』（以下「薬機法」）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

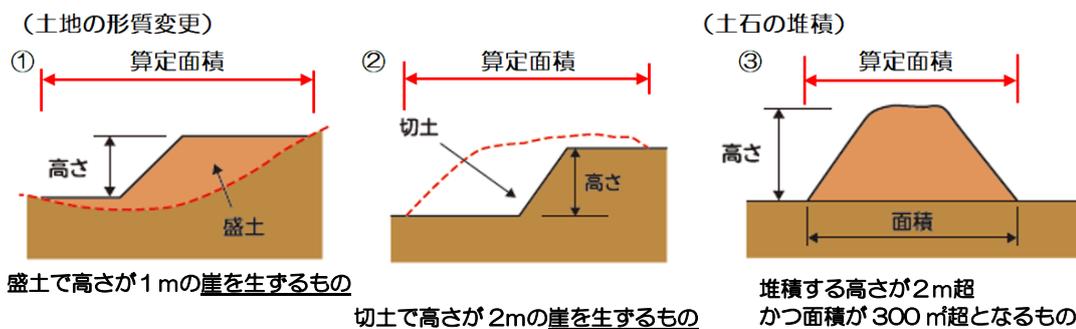
① 盛土関係（都市整備部所管）

宅地造成等規制法（旧法）が抜本的に改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」）が令和5年5月26日に施行された。本市では令和8年4月1日に規制区域の指定を行い、許可制度による規制等を開始する予定であることから、許可申請手数料を設定するもの。

許可申請手数料は、盛土等の面積に応じた手数料金額としている。

【算定例】	（土地の形質変更）	① 500㎡以内の場合	16,000円
		② 5,000㎡を超え、10,000㎡以内	95,000円
	（土石の堆積）	③ 500㎡以内	11,000円

【許可を要する工事例】



② 薬機法関係（保健部所管）

薬機法等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）が公布（令和7年5月21日）、また薬機法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和7年政令第271号）が公布（令和7年7月25日）され、令和8年5月1日から施行されることに伴い、青森市手数料条例における引用条項の整理が必要となったため改正するもの。

3 施行期日

- ① 盛土規制法の改正に伴うもの 令和8年4月1日
- ② 薬機法の改正に伴うもの 令和8年5月1日

議案第73号関係資料

青森市手数料条例（平成十七年青森市条例第八十二号）新旧対照表

改正案				改正前			
別表（第二条関係） 4 許可等手数料				別表（第二条関係） 4 許可等手数料			
番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額
一～ 四十二	(略)	(略)	(略)	一～ 四十二	(略)	(略)	(略)
四十二の 二	宅地造成及び特 定盛土等規制法 (昭和三十六年 法律第九十一 号)第十二条第 一項の規定に基 づく宅地造成等 に関する工事又 は同法第三十条 第一項の規定に 基づく特定盛土 等若しくは土石 の堆積に関する 工事の許可の申 請に対する審査	宅地造成等工事許可申請手数料 許可申請一件につき、次に掲げる場合ご とに工事を行う土地の面積に応じそれぞれ に定める額 イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事 を行う場合であって、盛土又は切土をす る土地の面積が五百平方メートル以内の ときは 一万六千円 五百平方メートルを超え、千平方メー トル以内のときは 二万七千円 千平方メートルを超え、二千平方メー トル以内のときは 三万八千円 二千平方メートルを超え、三千平方メ ートル以内のときは 五万七千円 三千平方メートルを超え、五千平方メ ートル以内のときは 七万千円 五千平方メートルを超え、一万平方メ ートル以内のときは 九万五千円 一万平方メートルを超え、二万平方メ ートル以内のときは 十四万九千円 二万平方メートルを超え、四万平方メ ートル以内のときは 二十三万三千円 四万平方メートルを超え、七万平方メ ートル以内のときは 三十七万円		(新設)			

改正案			改正前
		<p>七万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のときは 五十三万二千元</p> <p>十万平方メートルを超えるときは 六十九万四千元</p> <p>ロ 土石の堆積に関する工事を行う場合であって、土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートル以内のときは 一万千円</p> <p>五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のときは 一万三千円</p> <p>千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のときは 一万六千円</p> <p>二千平方メートルを超え、三千平方メートル以内のときは 一万九千円</p> <p>三千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のときは 二万七千円</p> <p>五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のときは 三万千円</p> <p>一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のときは 三万八千円</p> <p>二万平方メートルを超え、四万平方メートル以内のときは 五万二千元</p> <p>四万平方メートルを超え、七万平方メートル以内のときは 七万千円</p> <p>七万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のときは 十万七千円</p> <p>十万平方メートルを超えるときは 十三万千円</p>	
四十二の三	宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項	<p>宅地造成等工事計画変更許可申請手数料</p> <p>変更許可申請一件につき、次に掲げる場合に応じそれぞれに定める額を合算した</p>	(新設)

	改正案	改正前
<p><u>の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更又は同法第三十五条第一項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査</u></p>	<p><u>額。ただし、イに掲げる場合であってその額が六十九万四千円を超えるときは、その手数料の額は六十九万四千円とし、ロに掲げる場合であってその額が十三万千円を超えるときは、その手数料の額は十三万千円とする。</u></p> <p><u>イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更を行う場合</u></p> <p><u>(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ前項のイに規定する額に十分の一を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る工事の設計の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ前項のイに規定する額</u></p> <p><u>(3) その他の変更については 一万円</u></p> <p><u>ロ 土石の堆積に関する工事の計画の変更を行う場合</u></p> <p><u>(1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（(2)に規定する変更を伴</u></p>	

議案第73号関係資料

改正案				改正前			
		<p><u>う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ前項の口に規定する額に十分の一を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>新たな土地の土石の堆積を行う土地の面積への編入に係る工事の設計の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ前項の口に規定する額</u></p> <p>(3) <u>その他の変更については 一万円</u></p>					
四十三～七十六	(略)	(略)	(略)	四十三～七十六	(略)	(略)	(略)
七十七	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第十四条第十三項 の規定に基づく医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売の承認事項の一部変更に係る承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	一品目につき 九十円	七十七	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第十四条第十五項 の規定に基づく医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造販売の承認事項の一部変更に係る承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	一品目につき 九十円
七十八～八十六	(略)	(略)	(略)	七十八～八十六	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			